令和2年4月1日 規 則 第 2 号

独立行政法人大学入試センターにおける大学入学共通テスト出願書類管理規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)における大学 入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)に係る出願書類の保存及び廃棄等(以下「管 理」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則で「出願書類」とは、共通テストの出願に際し志願者等から提出され、センター が受理した書類であって、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 志願票(検定料を支払ったことを証明する書類を含む。)
 - 二 出願資格を証明する書類
 - 三 受験上の配慮の申請に際し必要となる書類
 - 四 その他共通テストの出願に際し必要となる書類

(出願書類の管理)

- 第3条 出願書類は、これに個人情報が含まれていることなどにかんがみ、適正に管理するものと する。
- 2 出願書類の保存期間は、1年とする。
- 3 保存期間を経過した出願書類は、法令その他に別段の定めのある場合を除き、焼却、溶解等の 適当な方法により廃棄するものとする。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人大学入試センターにおける大学入試センター試験出願書類管理規則(平成16年 規則第21号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行日において現に保有する大学入試センター試験に係る出願書類の管理については、この規則を準用する。